

県職連合福利厚生臨時給付金要項

2020.11.20

第3回執行委員会決定

【趣旨】

コロナの影響で低下している運動を組合員等に給付という形で還元すると共に、福利振興会の給付を受けられなかった組合員等を支援する。

【対象者】

2020年11月20日現在に加入している県職連合組合員・準組合員・特別会員

※ 事業団職員、振興会会員でない組合員等、及び35歳以下の組合未加入者（組合加入を要件とする）を含む。

【給付内容】

振興会の給付金のうち、宿泊施設利用助成金、スポーツレジャー助成金、疾病予防検診助成金、予防接種助成金に該当する場合に、組合員等に給付する。

【給付金額】

10,000円以内の助成額とする。二つ以上の助成金を合わせて申請することも可能とするが、給付の上限は合計で10,000円とする。なお、特別会員に対する給付は半額とし、上限を5,000円とする。

【給付要件】

それぞれの給付金について、別紙にあるとおりとする。

【給付対象】

2020年4月1日～2021年1月24日の間に組合員等が支払ったものとする。

【給付制限】

振興会の令和2年度における各助成金について、それぞれの給付を10,000円以上受けた組合員等は、その既給付済の助成金については今回の給付の対象外とする。

【給付申請受付期間】

2021年1月4日～1月29日。

【給付基準日】

2021年2月10日。2月末までに給付を終了する。

【給付事務手続き】

給付希望者は各支部に申請を行い、各支部でチェックの上給付する。

別 紙

【宿泊施設利用助成金】

- ・助成金の給付申請は、組合員等（組合員・準組合員・特別会員。以下同じ）が宿泊施設を利用したときの組合員等本人名義の領収書を添付して申請するものとし、1回限りとする。

【スポーツレジャー助成金】

- ・助成金は、下記のスポーツ施設、レジャー施設、文化施設等を利用した場合の入場料、使用料等（飲食代を除く）を対象とする。

ア スポーツ施設 ゴルフ場、トレーニングセンター、バッティングセンター、ボウリング場、プール、野球場、サッカー場その他これらに類する施設（観戦のため利用する場合も含む）

イ レジャー施設 動物園、植物園、水族館、遊園地、温泉その他これらに類する施設

ウ 文化施設 美術館、博物館、劇場、映画館、音楽ホールその他これらに類する施設

- ・助成対象者は、組合員等本人、配偶者、子とする。
- ・助成金の給付申請は、利用施設等の領収書又は確認ができる書類（利用年月日、金額がわかるもの）を添付して申請するものとし、1回限りとする。

【疾病予防検診助成金】

- ・助成の対象は、組合員等本人が次の検診を受診した場合の経費とする。

ア 地共済が実施する人間ドック

イ ア以外の人間ドック、脳ドック、婦人検診、胃検診、大腸検査、腹部エコー等各種検診（ただし、一般健康診断、保険診療に係るものを除く）

- ・助成金の給付申請は、医療機関等の領収書を添付して申請するものとし、1回限りとする。

【予防接種助成金】

- ・助成の対象は、組合員等本人がインフルエンザ等の各種予防接種を受けた場合の経費とする。
- ・助成金の給付申請は、医療機関が発行した領収書（予防接種を受けた者の氏名及び予防接種に要した費用であることが確認できるものを添付して申請するものとし、1回限りとする。